

浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金交付要綱

(目的)

第1条 浜松市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、特定未普及地域における小規模水道施設の設置及び適正な維持管理を行うため、小規模水道施設の水道水の水質検査、維持管理及び施設整備を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号)及びこの交付要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定未普及地域 水道法(昭和32年法律第177号)第6条第1項に規定する水道事業経営の認可を受けた者が経営する給水区域及び公設の飲料水供給施設の給水区域を除く地域をいう。
- (2) 小規模水道施設 特定未普及地域内に存する、当該特定未普及地域の住民に飲料水を供給するための施設(水タンク及び配水施設並びに滅菌装置を設置することができる施設に限り、水道法第3条第6項に規定する専用水道を除く。)をいう。ただし、臨時に設置されたものを除く。
- (3) 補助事業 その所有に属する小規模水道施設の新設、改修、修繕等の整備事業及び維持管理に係る事業をいう。
- (4) 補助事業者 補助事業を行う水道組合(特定未普及地域内の一定の区域の住民に飲料水を供給する事業を行うことを目的として当該住民により組織された団体をいう。以下同じ。)又は個人のうち、水道組合にあっては現に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に5年以上引き続き記録されている者であって、その住所が5年以上引き続き特定未普及地域内の同じ場所である者(以下「長期居住者」という。)が属するもの、個人にあっては長期居住者をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次の各号に定めたとおりとする。

- (1) 補助事業者が、浜松市飲用井戸等衛生対策要領(平成14年浜松市告示第511号。以下この条において「要領」という。)第5条に規定する水質検査の実施に要する経費とする。

ただし、給水人口が30人未満の水道組合及び個人が実施する場合は、要領第4条に規定する基本項目の水質検査(1年に2回までを上限)とする。
- (2) 補助事業者が実施する管理者が別に定める業務(別表第1)に規定する施設維持管理委託に要する経費とする。
- (3) 補助事業者が実施する管理者が別に定める業務(別表第2)に規定する施設整備及び修繕に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、水道組合が補助事業者である場合における補助対象経費の額は、同項各号に掲げる経費の額に、それぞれ当該水道組合の組合員の属する世帯数のうちに占める長期居住者(当該組合員に限る。)が属する世帯数の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(補助率及び補助額)

第4条 補助率及び補助額は、次の各号に定めたとおりとする。

(1) 前条第1項第1号については、同条の規定により算定した補助対象経費の2分の1以内とする。

(2) 前条第1項第2号については、同条の規定により算定した補助対象経費の2分の1以内とし、30万円を限度とする。

(3) 前条第1項第3号については、同条の規定により算定した補助対象経費の10分の8以内とする。

2 前項に定める額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(第1号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請には、補助事業者の住所(履歴)及び市税の納付又は納入の状況についての確認に関する同意書その他管理者が必要があると認める事項を証する書類を添付しなければならない。

(交付の決定)

第6条 管理者は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し又は市税を完納している者であることを確認の上、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、条件を付して補助事業者に補助金交付決定通知書(第2号様式)を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げようとする補助事業者は、前条の通知があった日から20日以内に補助金交付申請取下げ届書(第3号様式)を管理者に提出しなければならない。

(交付の変更申請)

第8条 補助事業者は、本事業に変更を生じた場合には直ちに補助金交付変更申請書(第4号様式)を管理者に提出し、承認を得なければならない。

(交付の変更決定)

第9条 管理者は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、条件を付して補助事業者に補助

金交付変更決定通知書（第5号様式）を通知するものとする。

（状況報告）

第10条 補助事業の遂行の状況について管理者から要求があった補助事業者は、速やかに補助事業状況報告書（第6号様式）を管理者に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業が完了した補助事業者は、補助事業実績報告書（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 管理者は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要と認める場合は現地調査等を行い、その報告に係わる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対して補助金確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により、補助金の額の確定を受けた者は、速やかに補助金請求書（第9号様式）を管理者に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 管理者は、前条の規定による書類を受理し、その内容が適当と認めるときは、補助金を交付する。

（返還命令）

第15条 虚偽又はその他の不正行為により、この要綱の規定による補助金の交付を受けた者に対し、管理者は、浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金返還命令書（第10号様式）により交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表第 1 (第 3 条第 1 項第 2 号関係)

区 分	点 検 内 容 等		
	施 設	事 項	
取水施設	着水井	原水流量、着水井水位の確認	
		水源を巡視（周辺の環境に応じて適宜周期を定めて実施）	
	取水口	取水に障害となる堆積土砂等の点検及び除去	
	取水ポンプ	異常の点検（使用電力量の確認と記録を含む）	
		揚水量の把握（量水器或いは各計器の異常の有無を点検）	
		ポンプの定期点検	
導水施設	送水ポンプ	水漏れの確認	
		計器の異常の点検（使用電力量の確認と記録を含む）	
		揚水量の把握（量水器或いは各計器の異常の有無を点検）	
		軸受け部のグリース（油）交換	
		ポンプの定期点検	
浄水施設	沈殿池 消毒設備	凝集剤の在庫量の確認	
		凝集剤注入設備外観、漏液等の確認	
		凝集剤注入設備動作確認（異常音、振動、発熱等）	
		凝集池攪拌状況の確認	
		液薬の残量の点検と補充	
		薬液槽の破損等の有無を点検	
		注入装置の点検	
		配管類の点検（管路変形、漏洩の有無）	
		容器からの漏洩、移動防止具の状況点検	
		注入設備における漏れ、給水圧力異常、注入ガス量の点検	
		凝集剤注入設備軸受け部への注油	
		基礎ボルト及び接続部の締め付け状態の点検	
		ダイヤフラム、逆止弁及び液接触部の清掃	
		潤滑油の点検	
		凝集剤注入設備の分解清掃	
		薬液槽内部の清掃	
		消毒装置の専門技術による点検整備	
		緩速ろ過施設	緩速ろ過装置の外見異常の点検
			緩速ろ過装置のろ過能力の確認
	ろ過池の清掃		
	ろ過砂の補充		

	急速ろ過施設	自動ろ過機の出口側圧力計の指示値の確認（週に2回程度）
		ろ過能力の点検と記録
		ろ材の補充
送配水施設	送配水施設	電極棒の点検
		コンプレッサー・ポンプの点検
		配水池内部の清掃
		配水池の点検
		圧力タンクの点検と記録
		送水量、配水量、水位、使用電力量等の確認と記録
		排泥管から排泥を行い制水弁、空気弁の機能の点検
臨時の管理業務	上記の全施設	降雨時の影響による臨時の管理業務

別表第2（第3条第1項第3号関係）

区 分	施設の整備及び修繕内容
水タンク整備事業	生活用水を貯留するための水タンク及び配水施設の整備
簡易浄水装置設置事業	滅菌装置等の簡易浄水施設の整備
施設改修事業	小規模水道施設の改修工事
施設修繕事業	小規模水道施設の維持修繕工事

第 1 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

水道組合名
補助事業者 代表者住所
代表者氏名

印

補助金交付申請書

年度において小規模水道施設設置及び維持管理に係る補助金交付を受けたいので、浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 補助事業の概要

別紙 1 別紙 2

3 添付書類

- (1) 見積書 (水質検査費、施設維持管理委託費、施設整備費及び修繕費)
- (2) 歳入歳出予算書 (別紙 3) 水道組合に限る
- (3) 住所 (履歴) に関する確認同意書 (別紙 4)
- (4) 市税納付・納入確認同意書 (別紙 5) 個人に限る
- (5) 暴力団排除に関する誓約書 (別紙 6)

別紙 1

補助事業の概要

水道組合名	
代表者住所	
代表者氏名	
着工予定年月日	
完了予定年月日	

区 分	対象経費	補助率 (%)	補助金申請額 (対象経費×補助率)	主な内容
水 質 検 査	円	50%	円	項目
施 設 維 持 管 理	円	50%	円	別紙 2
施設整備及び修繕	円	80%	円	別紙 2
合 計	円		円	

別紙 2

施設維持管理業務

点検内容

施設整備及び修繕

チェック欄

据付用水タンクの設置

車載用ローリータンクの購入

配水施設の整備

共同利用の水タンクの設置

簡易浄水施設の整備の助成

その他 整備及び修繕に対する助成

(具体的な整備及び修繕内容)

- ・ポンプ整備及び修繕
- ・配水管整備及び修繕
- ・井戸打込み
- ・水源整備及び修繕
- ・その他

その他内容

住所（履歴）に関する確認同意書

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者
（取扱い 天竜上下水道課）

補助事業者

住 所 _____

所在地（水道組合の場合） _____

氏 名 _____ 印 _____

名 称（水道組合の場合） _____

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、市において、補助事業者の住所（履歴）について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金

別紙 5

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者
(取扱い 天竜上下水道課)

補助事業者

住 所

氏 名

_____ 印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、市において、補助事業者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金の交付申請に当たり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

（誓約者）

水道組合名
代表者住所
代表者氏名

印

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金については、浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額	金	円
（水質検査	金	円）
（施設維持管理	金	円）
（施設整備及び修繕	金	円）

2 補助条件

- (1) 本事業に変更を生じた場合には、直ちに変更内容を補助金交付変更申請書（第4号様式）で届け出るとともに、管理者の承認を得なければならない。また、変更承認を得ない場合には、原則として補助金は交付しない。
- (2) 事業の遂行状況について管理者から要求があった場合は、速やかに補助事業状況報告書（第6号様式）を提出しなければならない。
- (3) 事業が完了したときは、補助事業実績報告書（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。
- (4) 虚偽又はその他の不正行為により、この要綱の規定による補助金の交付を受けたときは、交付した補助金の全額又は一部を返還しなければならない。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 浜松市補助金交付規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、同規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、浜松市補助金交付規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第3号様式（第7条第2項関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

水道組合名
補助事業者 代表者住所
代表者氏名 印

補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、同補助金 円の交付申請（ 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

不服のある交付決定内容	取 下 げ 理 由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

水道組合名
補助事業者 代表者住所
代表者氏名 印

補助金交付変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金について、下記のとおり変更したいので浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金交付要綱第8条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1 変更を受けようとする補助金

区 分	交付決定額 (A)	補助金申請額(変更後) (B)	増減額 (B-A)
水 質 検 査	円	円	円
施 設 維 持 管 理	円	円	円
施設整備及び修繕	円	円	円
合 計	円	円	円

2 変更内容

別紙6

3 その他

4 添付書類

- (1) 見積書（水質検査費、施設維持管理委託費、施設修繕費）
- (2) 歳入歳出予算書（別紙3） 水道組合に限る
- (3) 上記添付書類のほか、関係する書類等があれば提出してください。

別紙 6

変 更 内 容

変 更 対 照 表									
項 目	当 初			変 更 後			差 引 増 減 額		
	数 量	金 額 (円)		数 量	金 額 (円)		数 量	金 額 (円)	
内 訳									
小 計	-			-			-		
消費税等相当額									
合 計									

第5号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金については、下記のとおり交付することに変更決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額	金	円
(水質検査	金	円)
(施設維持管理	金	円)
(施設整備及び修繕	金	円)

2 補助条件

- (1) 本事業に変更を生じた場合には、直ちに変更内容を補助金交付変更申請書(第4号様式)で届け出るとともに、管理者の承認を得なければならない。また、変更承認を得ない場合には、原則として補助金は交付しない。
- (2) 事業の遂行状況について管理者から要求があった場合は、速やかに補助事業状況報告書(第6号様式)を提出しなければならない。
- (3) 事業が完了したときは、補助事業実績報告書(第7号様式)を管理者に提出しなければならない。
- (4) 虚偽又はその他の不正行為により、この要綱の規定による補助金の交付を受けたときは、交付した補助金の全額又は一部を返還しなければならない。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 浜松市補助金交付規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、同規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、浜松市補助金交付規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてはその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

水道組合名
補助事業者 代表者住所
代表者氏名

印

補助事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった 年度浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金に係る補助事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

区 分	交付決定額	実績見込額	進捗率
水 質 検 査	円	円	%
施 設 維 持 管 理	円	円	%
施設整備及び修繕	円	円	%
合 計	円	円	

第7号様式(第11条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

水道組合名
補助事業者 代表者住所
代表者氏名 印

補助事業実績報告書

年 月 日 付け第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金に係る補助事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

精算額 金 円

(円)

内訳	水 質 検 査	
	施 設 維 持 管 理	
	施 設 整 備 及 び 修 繕	

添付書類

- (1) 請求書又は領収書の写し
- (2) 施設整備及び修繕等の完成写真
- (3) 収支決算書(別紙7) 水道組合に限る

第 8 号様式 (第 1 2 条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

補助金確定通知書

年 月 日付けで補助事業実績報告のあった浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額	金	円
(水質検査	金	円)
(施設維持管理	金	円)
(施設整備及び修繕	金	円)

2 補助条件

- (1) 虚偽又はその他の不正行為により、この要綱の規定による補助金の交付を受けたときは、交付した補助金の全額又は一部を返還しなければならない。
- (2) 補助事業実績報告書 (第 7 号様式) に領収書を添付していない補助事業者は、支払い後、速やかに領収書の写しを管理者に提出しなければならない。

第9号様式(第13条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

水道組合名
補助事業者 代表者住所
代表者氏名 印

補助金請求書

年 月 日付け第 号により補助金の確定を受けた 年度浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金の交付を受けたいので、浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先金融機関	銀行 本店 信用金庫 支店 農 協 支所
口座種別	普通・当座
口座番号	第 号
口座名義	(フリガナ)

第10号様式(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 印

浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号をもって交付を確定した浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金について浜松市小規模水道施設設置及び維持管理費補助金交付要綱第15条の規定により下記のとおり返還を命ずる。

記

1 返還を命ずる額

金			百万	拾万	万	千	百	拾	円

2 交付金額 金 円

3 交付年月日 年 月 日

4 返還を命ずる理由

5 返還期限 年 月 日